

令和8年9月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社イノマタ（法人番号：1010001000765） 代表者 西山 雄二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都文京区本駒込3-30-9 (本社営業所) 東京都文京区本駒込3-30-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年5月27日及び令和8年6月15日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和8年9月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	嘉福合同会社（法人番号：9030003011009） 代表者 周 美芳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町大高1-890 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町大高1-890
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 420日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月3日、令和7年7月23日、令和7年8月13日及び令和7年9月4日、定期的な監査を実施。19件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(5)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(7)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(8)点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(9)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(10)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(11)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(12)業務の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(13)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(14)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(15)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(16)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(17)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(18)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(19)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 42点 当該事業者の累積点数 42点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)。